

独占禁止法審査手続についての懇談会（第5回）議事概要

- 1 日時 平成26年5月14日（水）14：00～16：25
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
- 3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（ヒアリング対象者）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、岩成官房参事官、山口審査局企画室長、
小室審査局審査企画官

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参
事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）公正取引委員会からのヒアリング
- （3）質疑応答
- （4）閉会

5 議事概要

- （1）公正取引委員会松尾経済取引局長から、独占禁止法審査手続の在り方についての公正取引委員会の考え方が説明された。概要は次のとおり。
 - ・ 独占禁止法審査手続の問題は、事件関係人への適切な防御権と公正取引委員会の実態解明機能とのバランスが重要であり、日本と欧米との法制度

の相違や国内の他の法令との整合性を考慮した上で、慎重な検討をお願いしたい。

- ・ 立入検査時における弁護士立会いについては、実務上、これを認めているが、弁護士の到着を待たずに検査を開始している。弁護士の到着を待って検査を開始するとなれば、その間に証拠隠滅が行われるおそれがある。
- ・ 供述聴取時における弁護士立会いについては、これを認めていない。これまでに判決・審決において供述調書の任意性・信用性が否定された実例はない。
- ・ 弁護士と依頼者間のコミュニケーションに関する情報は、提出命令の対象となり得る。日本では欧米と比較して調査協力へのインセンティブが不十分であるため、弁護士・依頼者間秘匿特権を認めると違反行為の秘匿が行われやすくなる。
- ・ 供述調書作成時の写しの交付及びメモの作成については、これを認めていない。供述調書の作成時点で写しを交付すると、口裏合わせ等に利用されるおそれがある。
- ・ 自己負罪拒否特権（自己の刑事上の責任を問われるおそれのある質問に対して供述を強要されない権利）については、行政調査手続では保障されていない（犯則調査手続では保障されている。）。

(2) 公正取引委員会の説明について、各委員から出された主な意見と質問に対する公正取引委員会の回答の概要は次のとおり。

(行政調査手続の在り方について)

- ・ 本懇談会では、平成 25 年独占禁止法改正法附則や法案審議における衆議院の附帯決議を踏まえて検討を行っており、公正取引委員会においては、防御権の保障の必要がないということではなく、この際、より大きな問題として審査手続を捉え直してもよいのではないか。その場合に、例えば弁護士の活用ということを考えてもよいのではないか。
 - 検討に際しては、防御権の確保は重要であるが、日本市場における競争秩序を維持するためには違反行為の排除の基礎となる実態説明機能も同じように重要であるとの観点から、現状についての考え方を説明したものである。本懇談会における検討に際しては、これらのバランスを考慮した上での議論をお願いしたい。
- ・ 防御権を実効あるものとするには、まずは弁護士の活用が考えられる。ただ、独占禁止法は専門性が高く、その背景も国によって異なるため、我が国において弁護士を活用することがどのような影響をもたらすのかを慎重に検討することが重要である。

(供述聴取の実務の現状について)

- ・ 公正取引委員会の審査官は、質問に対する供述人の回答が独占禁止法上どのような扱いを受けるのかなど、質問の意味を供述人に対し分かり

やすく説明しているのか。

- 供述聴取は、供述人が経験した事実をありのまま供述してもらうものであり、何を答えれば違反の認定につながるかといったことを公正取引委員会が明らかにすることは、違反行為を隠すことにつながり、適当ではないと考えている。
- ・ 公正取引委員会が調査を行う際には仮説（見立て）があり、供述聴取の際に供述人から供述調書の文言の修正の申入れがあっても修正しないということであれば、供述調書の必要性は高くないのではないかと。
 - 公正取引委員会では、調査の着手段階で得られている情報を基に事実についての見立てを行っている。何ら違反行為の疑いについての見立てがなく調査を行うことは効率的な審査とはいえない。もっとも、それはあくまで見立てであり、調査の過程でその見立てに反する証拠等が得られた場合には検証を行い、必要に応じて修正している。

（供述聴取時における弁護士の立会いについて）

- ・ 外国企業によるカルテル事案において、外国企業が「弁護士の立会いを認めてくれるなら、聴取に応じる」などと言ってきた場合においても、公正取引委員会は弁護士の立会いを認めないのか。課徴金減免申請者であれば、違反行為を認めているのであり、供述聴取時に弁護士の立会いを認めたとしても支障は生じないのではないかと。
 - 国内企業・外国企業を問わず、従業員に対する供述聴取については弁護士の立会いを認めていない。課徴金減免申請者であっても、減免の要件を満たすための事実については積極的に話すものの、それを超える事実については、なるべく話さないという対応を採ることが通常であると考えられ、弊害がないとはいえない。

（供述聴取過程の録音・録画制度の導入について）

- ・ 供述の任意性を巡る争いについては、供述聴取が密室で行われるため、録音や録画が行われていなければ、これを検証することは困難である。
- ・ 供述調書の任意性に関する争いを生じさせない方法として、供述聴取の一部を録音・録画する制度を導入することは考えられないかと。
 - 刑事手続における録音・録画は、任意性が争点になりやすい本人が身柄拘束を受けている事件に限定して試行が実施されているところ、独占禁止法の行政調査手続においては、そもそも身柄拘束が認められていないことから、導入する必要性がないと考えられる。

（弁護士・依頼者間秘匿特権について）

- ・ 秘匿特権を認めると違反行為の隠匿が行われやすくなり、実態解明に支

障が生じるとのことであるが、仮に弁護士により証拠隠滅等が行われた場合には、弁護士会の懲戒制度によればよいのではないか。

→ 弁護士による証拠隠滅等の行為に対し弁護士会の懲戒制度が厳格に機能している実例は承知していない。

- ・ 今後、秘匿特権について検討する際には、それがどのような概念を盛り込んだものとして考えるか、例えば社内弁護士との交信は秘匿特権の対象に含まれないとする国があることをどう考えるか、秘匿特権の由来はどのようなものかといったことを正確に議論することが課題である。

(手続の透明性確保について)

- ・ 手続の透明性確保の観点から、審査手続のマニュアルを公表してもらいたい。少なくとも、審査の手のうちを明かさないうちでの公表を検討してもらいたい。
- ・ マニュアルの開示は難しいとしても、審査手続の標準的なものについて公表することを検討してはどうか。
- ・ 審査手続に関する基本的な指針を公表している他省庁もあり、他の行政手続との整合性の観点からも、公正取引委員会において何らかの審査手続の「見える化」をしていく必要があるのではないか。
 - 審査手続に支障のない範囲の開示については、慎重な検討が必要であるが、本懇談会における議論も踏まえ、必要に応じて検討してまいりたい。

(中小企業への周知・啓蒙活動について)

- ・ 中小事業に対して、独占禁止法の概要や審査手続についての周知・啓蒙活動はどの程度行われているのか。
 - 公正取引委員会では、独占禁止法についての講演会や研修会へ講師を派遣したり、商工会議所等の協力を得て独占禁止法相談ネットワークを構築し中小企業からの相談の受付体制を整備したりしている。また、各種ガイドラインの公表、独占禁止法に関するパンフレットやDVDの作成、企業におけるコンプライアンス推進のための資料の公正取引委員会ウェブサイトへの掲載等を行っている。

(3) 第6回会合は5月30日(金)に開催する予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>